

令和8年度

上越市新産業創造支援事業補助金

地域産業の技術の高度化及び新たな事業分野への進出等を推進するため、市内中小企業者等の皆さんが行う新技術・新製品の研究開発事業等に要する費用の一部を補助します。

- 募集期間
 - ①一般研究開発事業 及び ②新市場開拓・商品化事業
令和8年4月1日（水）から5月29日（金）まで
 - ③事前調査研究支援事業
令和8年4月1日（水）から予算額に達するまで
- 補助対象者

市税に滞納がなく、市内で新技術や新製品の研究開発・市場開拓及び商品化を行う、市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等

- 補助対象事業等 ※区分によらず、1事業テーマにつき、1年度1回、通算して3回まで

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額等
①一般研究開発事業	企画・設計から試作開発までの事業	研修・技術指導費 設備費 原材料費 外注加工費 など	200万円(補助率1/2) 農商工連携(注1)又は大学等研究協力機関との連携による事業は、補助率2/3
②新市場開拓・商品化事業	①の事業や、国、県等の支援事業により開発した製品・技術の市場開拓又は商品化するための事業	印刷製本費 委託費 マーケティング 活動費 など	100万円(補助率2/3)
③事前調査研究支援事業	技術の高度化・新製品開発等に関する課題解決のため、研究協力機関(注2)又はものづくり支援パートナー協定締結大学(注3)と連携して行う基礎調査等	研修・技術指導費 調査費 委託費	20万円(補助率1/2)

(注1)「農商工連携」の要件

- (1)中小企業者と農林漁業者が有機的に連携すること。
- (2)それぞれの経営資源を有効に活用したものであること。
- (3)新商品又は新役務の開発、生産・提供、需要の開拓を行うものであること。
- (4)中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られること。

(注2) 研究協力機関

- (1)国又は地方公共団体が設置する研究又は教育を目的とする機関
- (2)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）
- (3)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(注3) ものづくり支援パートナー協定締結大学

信州大学工学部、信州大学繊維学部、新潟工科大学、新潟大学工学部、長岡技術科学大学、長岡造形大学、上越教育大学

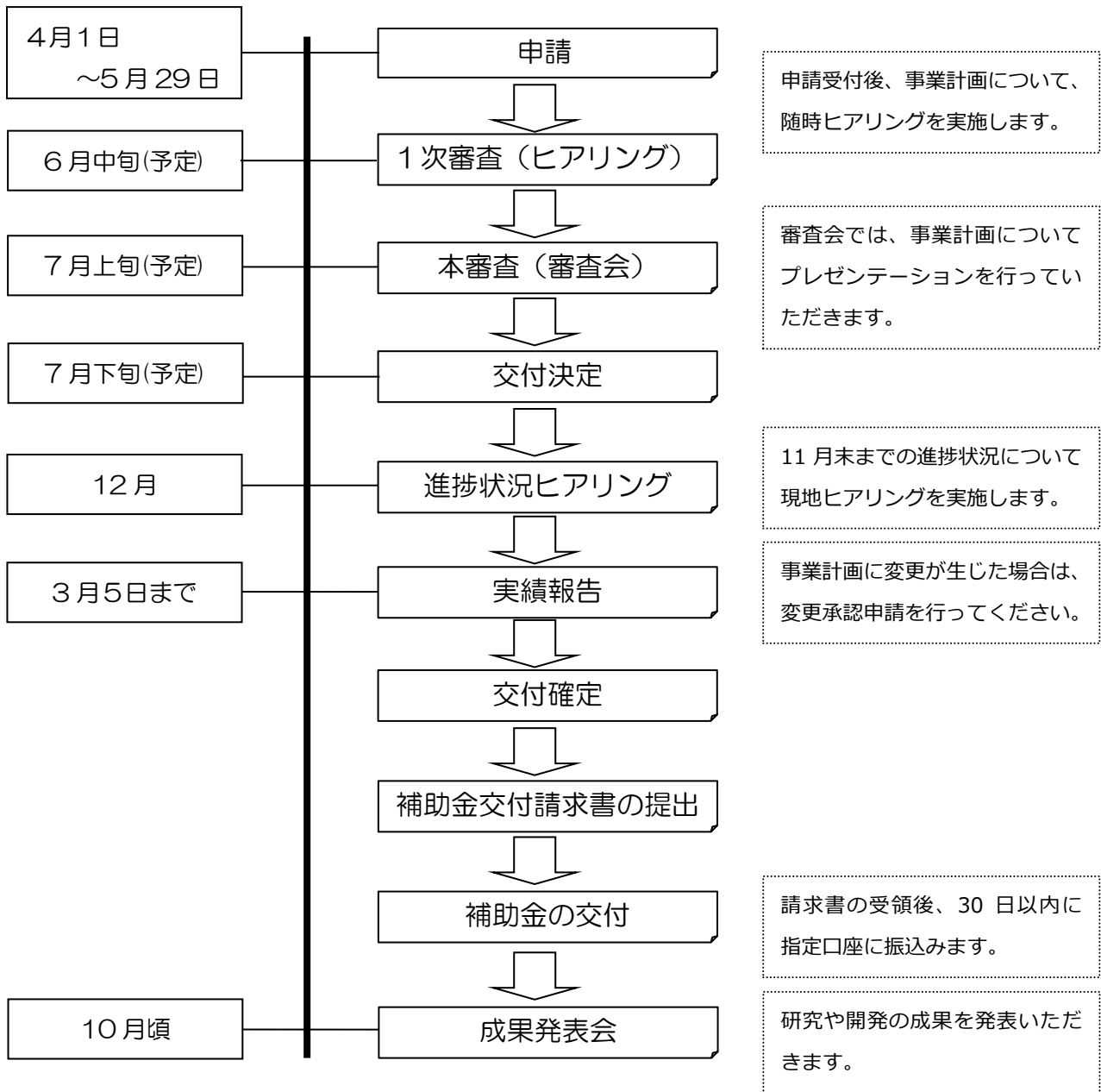
事業イメージ： 各ステージの支援スキーム		事業ステージ			
	区分	調査段階	研究・開発段階	試作段階	商品化段階
	①一般研究開発事業		●	●	
	②新市場開拓・商品化事業				●
③事前調査研究支援事業	●	●			

(裏面に続きます)

○ 申請から補助金交付までの流れ（スケジュール）

※スケジュールは、応募状況等により変更する場合があります。

※「③事前調査研究支援事業」は、通年募集のため審査会による審査は実施しません。



本事業で研究・開発した製品、技術の市場化、事業化を推進するため、
「メイド・イン上越推進事業」により販路開拓（見本市への出展等）を支援します。

○ 申請方法等

申請に必要な書類の様式等を市ホームページからダウンロードして申請してください。

◇◆申請・問い合わせ先◆◇

上越市産業部産業政策課 上越ものづくり振興センター
〒943-0821 上越市土橋 2554 番地 上越市市民プラザ 2 階
T E L 025-522-2666 F A X 025-522-2678
E-mail monodukuri@city.joetsu.lg.jp